

「富山県児童相談所等機能強化基本計画（案）」に対する意見の概要と県の考え方について

資料 1

	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	計画全般	子ども達の意見に耳を傾け、子ども達自身が相談できる場所について、基本計画が子ども達（外国にルーツを持つ子どもを含む）に理解しやすく、関心を引き寄せる内容になるとよい。	富山県児童相談所等機能強化基本計画で整備することとしている富山児童相談所育成総合支援センター（仮称）及び養育・援助センター（仮称）について、子どもをはじめ県民にとってわかりやすく、利用しやすい施設となるよう周知に努めるなど、工夫してまいります。 なお、子どもの意見を聞くことは重要であり、今後、子どもからの意見の聴取にあたっては、わかりやすい資料の提供などに努めてまいります。
2	Ⅱ 児童相談所等の機能とその強化 2 市町村との連携・支援	一時保護に伴う生活の変化は親子双方に負担であることから、そうなる前に地域における子どもを見守る体制の強化が必要。また、県西部の市町村とも連携が取れる機関の整備、人材の配置を望む。	県では、市町村要保護児童対策地域協議会の構成員として、地域における子どもや家庭への支援について助言してきており、引き続き、地域で子どもや家庭の支援に市町村と連携して取り組んでまいります。 また、新たに整備する富山児童相談所育成総合支援センター（仮称）は、交通の利便性が高く、県西部在住者からの相談についても、高岡児童相談所や県西部の市町村につなぐなど、適切な支援に努めます。
3	Ⅲ 児童心理治療施設の整備 2 対象とする子どもの年齢及び定員	対象とする子どもの年齢を概ね小学校1年生から中学校3年生までとしているが、高校生になってから問題が顕在化する例もあるため、もう少し柔軟に対応できる余地を残しておいてほしい。	子どもが抱える心理的な問題については、低年齢の学童期のうちから早期に行う必要があると考えられます。また、児童思春期にあたる中学生は、より複雑な心理的問題を抱えていると考えられることを踏まえ、対象とする年齢は概ね小学校1年生から中学校3年生までとしています。高校生以上の児童についても、児童相談所と関係機関が連携を行いながら適切に支援してまいります。
4	Ⅲ 児童心理治療施設の整備 5 施設・設備	児童の居室の面積は、1人につき4.95㎡以上とするとあるが、中学生ぐらいになると大人と同じ体格になるので狭いと思われることから、可能な限りゆったりとした居室になるように、設計の工夫をしてほしい。	ご意見も参考に、今後具体的な施設整備の内容等について検討してまいります。
5	Ⅲ 児童心理治療施設の整備 6 施設の運営形態	社会福祉法人などの民間団体による指定管理とする、とあるが、高度の専門性を必要とする職員の確保は問題がないのか。	指定管理者の選定にあたっては、ご意見も参考に、専門性を有する職員確保を要件とするなど、施設の適切な管理運営体制の確保に努めてまいります。

「富山県児童相談所等機能強化基本計画（案）」に対する意見の概要と県の考え方について

資料 1

	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
6	V 整備スケジュール	令和7年度（富山ステーションフロントC i Cビルでの整備）、令和8年度（富山県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地での整備）の開設を目指すがあるが、対象の子どもたちに少しでも早く支援や治療を届けるため、学びの場の確保も含め、可能な限り早期に実現してほしい。	今後、施設整備に加え、必要な職員の確保や研修の実施に努めるとともに、関係機関との連携体制について協議を進め、着実に準備を進めてまいります。
7	IV 富山児童相談所の整備 2 立地	富山市の中心地にあるC i Cビルには、子どもに関わる関係機関が多く配置されていることから、誰もが訪れやすい、明るく開放的な児童相談所としてほしい。また、そうした取組を富山市以外にも広げてほしい。	ご意見も参考に、関係機関との連携体制について協議を進め、着実に準備を進めてまいります。